



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

2026年1月から「下請法」は「取適法」になります

今年5月に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2026年1月1日から施行となります。

この改正により、「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）が抜本的に見直され、法律名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：「取適法」）に変更となります。

◆用語の変更

「下請」や「親事業者」という用語が上下関係を連想させることから、発注者と受注者の対等な関係づくりを促すことなどを目的として、以下の用語が変更となります。

- ・下請代金→製造委託等代金
- ・下請事業者→中小受託事業者

・親事業者→委託事業者

◆適用対象の拡大

従来の資本金基準に加え、「従業員数基準」（300人、100人）が追加され、規制および保護の対象が拡充されます。また、適用対象となる取引に、荷主から運送事業者への運送委託（特定運送委託）が追加されます。

◆禁止行為の追加

これまでは「買いたたき」規制が行われてきましたが、「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されます。また、政府が2027年3月末までに約束手形や小切手の利用を廃止する方針であるため、「手形払」が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

その他の改正事項や詳しい改正内容については、下記の公正取引委員会のリーフレット

やガイドブックをご確認ください。

【公正取引委員会リーフレット「2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!」】
https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_eaflet.pdf

【公正取引委員会 中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は「取適法」へ!」】
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki02.pdf>

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」として定め、過労死や過重労働の防止に向けた啓発活動を全国的に行っています。この取組みは、国民一人ひとりが過労死等の問題を自分のこととして捉え、理解を深めるきっかけとなるよう企画されています。

「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因

とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

◆「過労死等防止対策推進シンポジウム」と周知活動

月間中、全国47都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます（東京は2会場）。シンポジウムでは、過労死遺族による体験談の紹介や、メンタルヘルスなど専門家による講演が予定されており、誰でも無料で参加可能です（事前申込み制）。申込方法や開催日程などは、厚生労働省の特設ページで案内されています。

このほか、ポスター掲示やリーフレットの配布、インターネット広告の活用など、さまざまな媒体を通じて過労死等の防止に関する広報活動が実施されます。

◆過重労働解消キャンペーンも実施

同時に「過重労働解消キャンペーン」も展開され、長時

間労働の是正や賃金不払残業の解消に向けた取組みが強化されます。労働局による重点的な監督指導、労働相談の集中受付期間の設定、特別相談日の設置、各種セミナーの開催などが予定されており、働き方の見直しが促されています。

企業には、労働者の健康と安全を守るため、過重労働を防止する取組みを継続的に進めていくことが求められています。

【厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64204.html

11月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

17日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出〔税務署〕

12月1日

- 個人事業税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 所得税の予定納税額の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕

